

平成29年度相談支援従事者初任者研修開催要綱

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的に開催します。

2 実施主体

青森県／社会福祉法人青森県社会福祉協議会

3 研修日程

(1) 平成29年10月5日(木)～6日(金) (講義)

(2) 平成29年11月22日(水)～11月24日(金) (演習)

計 5日間 (31.5時間)

4 カリキュラム

研修のカリキュラムは別添のとおりとします。

分類	研修の修了状況等	受講日	
①	平成24年度以降において、国又は都道府県が実施した相談支援従事者初任者研修の講義部分を修了した者(演習のみ受講する者)	平成29年11月22日(水)～ 24日(金)	3日間
②	上記以外(全日程受講する者)	全日程	5日間
③	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するため、本研修の講義部分を受講する者(講義のみ受講する者)	平成29年10月5日(木) ～6日(金)	2日間

5 会場及び定員

(1) 講義 県民福祉プラザ「4階県民ホール」(青森市中央3-20-30)
定員300名

(2) 演習 リンクステーションホール青森「4階中会議室」(青森市堤町1-4-1)
定員100名

6 受講対象者

下記条件を全て満たしている方とします。

(1) 上記「4 カリキュラム」の①、②の方

- ・平成30年度に指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事する予定がある。
- ・申込み段階で、別添「相談支援専門員の実務要件」を満たしている。
※ 演習部分を含む申込みは、1事業所1名とします。

(2) 上記「4 カリキュラム」の③の方

- ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事する予定がある。
※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を受講するためには、実務要件を満たしている必要があります。(別途「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務要件」参照)
※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者において「事業開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす」とされる規定は、平成30年3月31日で廃止となります。
この規定にあてはまる方は、必ず受講してください。

※定員を超過する申込みがあった場合は、次の優先順位に基づき、受講を決定します。

1. 青森県内での事業所で相談支援業務に従事する予定の者
2. 平成30年3月31日までの規定にあてはまる者（講義部分のみ）
3. 事業所から複数の受講申込みがある場合は、優先順位の高い者（講義部分のみ）

7 受講申込み

別紙受講申込書に必要事項を記入の上、青森県社会福祉協議会福祉人材課あてに郵送してください。なお、上記「4 カリキュラム」の①の該当者は、当該部分の受講証明書の写しを添付してください。

8 申込締切日

平成29年9月1日（金）必着

9 修了証書等

当該研修の日程を修了した者には、上記「4 カリキュラム」の①、②については、修了証書を交付し、③については、受講証明書を交付します。

10 受講料

(1) 資料代として、以下の金額を徴収いたします。

- ・3日間受講の場合（「4 カリキュラム」①）： 700円
- ・全日程受講の場合（「4 カリキュラム」②）：1,000円
- ・2日間受講の場合（「4 カリキュラム」③）： 500円

(2) 受講決定者には、後日、振込用紙を送付しますので、指定の銀行口座へお振り込みください。※振込用紙を使用すると青森銀行からの振込手数料が無料となります。

(3) 旅費及び滞在費は受講者側の負担とします。

11 事前課題

受講にあたり事前課題を設定します。（課題の内容については受講決定時に通知します）

12 その他

(1) 本研修は、指定相談支援の提供に当たる者が受講しなければならない研修です。

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事する者は、本研修の講義部分（平成29年10月5日（木）～6日（金））を受講してください。（過去に受講済の者を除く。）

(3) 受講申込者全員に受講の可否を通知します。ただし、申込者が定員を超えた場合は、主催者側で調整した上で受講決定いたします。

(4) 会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関を利用するか、近隣の有料駐車場をご利用ください。

(5) ご記入いただいた個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに使用します。また、委託者である青森県から名簿等の求めがあった際には提出します。

13 申込先・問合せ先

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 福祉人材課

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

電話：017-723-1391

FAX：017-777-0015

平成29年度相談支援従事者初任者研修 カリキュラム

日時	時間	科目	内容
10/5 (木)	9:50～	開講式	
	10:00 ～17:30	障害者総合支援法等の概要	これまでの障害福祉の変遷と制度の変遷を踏まえ利用者の自立支援を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉法によるサービスの意義と目的等、制度の概要を理解する。
		相談支援における権利擁護と虐待防止	権利擁護及び障害者虐待防止法の概要と各事業所が果たすべき役割を理解する。その上で成年後見制度や日常生活自立支援事業等の関連制度の重要性についても理解する。
		ケアマネジメント(概論)	ケアマネジメントの目的、プロセス、障害者の生活ニーズの捉え方など障害者ケアマネジメントの概論を理解する。
10/6 (金)	10:00 ～16:00	障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス	サービス提供のプロセス(申請、サービス等利用計画案の作成、支給決定、サービス等利用計画の作成、個別支援計画の作成、モニタリング)を理解する。特に、相談支援専門員とサービス管理責任者との連携について理解する。
		障害児者の地域生活支援	障害者の地域生活においてICFの視点をもとに人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育等の支援について理解する。
		協議会の役割と活用	地域自立支援協議会の役割を理解し、相談支援専門員がどう参画するかを理解する。
		相談支援の基本姿勢	ケアマネジメントにおける基本姿勢について理解する。
11/22 (水)	10:00 ～18:00	ケアマネジメントの実践	事例をもとに、前半2日間の講義を受けて一連のプロセスをシミュレーションし理解する。
		実習ガイダンス	実習の目的、ねらい、方法、アセスメントツールについて解説を行う。
11/23 (木)	10:00 ～18:00	演習Ⅰ	ニーズ整理、社会資源の整理を中心に事例を展開していく。
		演習Ⅱ	演習を通して連携やスキルアップの大切さを知るとともに、ケアマネジメントの視点に基づき、サービス等利用計画を完成させる。
11/24 (金)	10:00 ～17:00	演習のまとめ	事後的・客観的評価を行うことにより、総合的な援助の方針及び目標設定の整合性を確認し、ケアマネジメントについての理解を深める。
		協議会の役割と活用	地域の社会資源の整備状況等のアセスメント(地域診断)を行い、その地域の課題を理解するとともに、協議会の役割を踏まえ地域づくりのステップアップについて理解する。また、地域の相談支援事業所への支援等の基幹相談支援センターの役割及び同センターと協議会との関係について理解する。
	17:00～	閉講式	